

## (2) わくわくプラザ

### ア 理念

#### [提言]

- 1 個々の子どもの問題や課題を職員間で共有し、子どもの居場所としてのあり方についての認識を深めるために更に工夫すること。
- 2 低学年、高学年それぞれに適したプログラムの企画を検討すること。また、企画に関しては、子どもたちの意見を反映させること。
- 3 「たより」の配布や掲示、わくわくプラザと幼稚園・保育園との交流会や説明会の開催など、近隣の幼稚園・保育園に通う子どもや保護者に情報を伝える方策を工夫すること。
- 4 定期的な協議会の開催や学校職員がわくわくプラザの活動に参加する機会を設けるなど、わくわくプラザの実情の説明や学校に協力を希望することなどを具体的に伝えられる機会を設けること。
- 5 わくわくプラザの活動や意義について各開設校に理解を求め、協力を呼びかけること。

#### 現状と成果

校庭、体育館で遊ぶ時には、わくわくプラザ未登録の児童との遊びの交流が図れるよう配慮しており、また、異年齢間の交流を促す縦割りグループを作り、お楽しみ会、ゲーム大会などを実施している。

高学年にとっての居場所づくりの視点から、指導性が発揮できるようグループを縦割りにしたり、プログラムについても工夫をしたりしている。

事業を推進するにあたっては、子どもの権利条例における子どもの居場所の理念を念頭におき、学校との連携を密にする、定期的に「たより」等を学校・保護者・地域に配布する、父母（保護者）懇談会を実施する、などの工夫をしている。さらに、わくわくプラザごとに組織している子ども運営会議において子どもたちの意見を聴いている。

なお、今日、地域の安全が脅かされている中で、子どもが安心して過ごす場として当該事業への保護者のニーズや期待感が高まっている。

#### 課題

低学年児童が安全で安心して利用できるようなプログラムを充実させるとともに、やや利用率の低い高学年用のプログラムについて検討し、なお一層の異年齢間の交流が図れるよう努める必要がある。

学校との実質的な連携を深め、わくわくプラザで過ごす子どもたちにとってより良い居場所となるよう協力関係を進めるとともに、わくわくプラザの活動に対し学校に更なる理解を求める必要がある。

また、入学前に幼稚園・保育園にわくわくプラザの紹介冊子や便りを配布するなど、幼稚園・保育園と連携を密にし、入学前にわくわくプラザの活動に関する十分な情報を伝える必要がある。

## イ 人的な側面

### [提言]

- 1 子どもが遊びを発展できるような見守り役でもあり、ときに遊びを阻害する要因を取り除き自由な遊びを保障するプレーリーダーにもなれる人材の雇用と育成に努めること。
- 2 自由な遊びと安全確保、障がいのある子どもをはじめとするさまざまな子どもとのかかわり方などについての研修内容を充実させること。
- 3 スタッフ支援を充実させるため、子どもの居場所支援のための情報や資料を収集し、活用すること。
- 4 スタッフが資格取得にあたり身に付けたことを、他のスタッフに広めて活用するなど情報やノウハウを共有できるような、また、子どもとのかかわり方についての悩みを1人で抱え込まずに共有できるような体制を整えること。

### 現状と成果

子どもが安らげる空間づくりをめざしており、職員が子どもの視点に立てるように積極的に研修に参加している。

スタッフリーダーには児童厚生員2級の資格を取得させ、また、スタッフミーティングを始業時に必ず行い、交代制勤務ではあるものの子どもの活動へのかかわり方や安全管理について適宜全員ミーティングを実施している。

利用者の意見を聴くため、すべての施設で定期的に保護者懇談会を開催しており、意見・要望については、事業の委託先の法人と情報交換を行い、必要に応じて調査依頼し、改善が図れるものについては速やかに対応するよう指示している。なお、こども文化センターの館長は学校施設開放委員会の委員になっている。

また、障がいのある子どもについては、障がいのある子どもへの接し方、必要な知識などを、巡回相談員に相談することで、日頃の疑問を解消し、より適切な指導ができるようになった。

さらに、保護者や担当教諭等との情報交換を行い、必要に応じて加配体制をとるとともに職員に対し研修を行うことで、障がいのある子どもの利用は増加しており、放課後子どもが安心して過ごせる場所であるという考え方が利用者に浸透してきている。

子どもが安心して過ごせるようスタッフが子どもとの関係づくりに努めており、スタッフに子どもの居場所の考え方が根付きつつあり、また、スタッフリーダーが資格を取ることで、子どもに向き合う専門職としての意識が高まり、スタッフの意識に影響を与えている。

### 課題

職員・スタッフの採用の際に、子どもに対してどのような姿勢をもっているかを重視する必要がある。

スタッフが資格取得にあたって学んだことを現場に生かすようにすべきである。

子どもの安全と活発な活動とを同時に実現するような研修の充実を図ることが求められている。

子どもの遊びを保障したり、子どもの参加を推進したりと、子どもの権利条例を踏まえた子どもの居場所づくりにあたり、職員の知識や技術等を盛り込んだマニュアルなどを作成する必要がある。現場の問題に関し、スタッフが悩みを相談できるような体制が必要である。連絡が取りにくい保護者とのコミュニケーション等に工夫が必要である。

## ウ 物的な側面

### **[提言]**

障がいのある子どものための改修や狭隘施設の改善を行うなど安全な子どもの居場所のための施設整備に努めること。

### **現状と成果**

安全な子どもの居場所のための施設改善を行い、狭隘施設の解消を計画的に進めており、必要に応じて、障がいのある子どものためのスロープの設置やトイレの改修を行っている。

プラザ室は概ね静かに過ごせる空間とし、校庭・体育館などは活発に遊ぶ空間としている。

また、施設内の修理が必要なところなどをチェックし、不備な点は修理を要請するなど施設の安全に気を配っている。

### **課題**

プラザ室について、障がいのある子どものための改修や狭隘施設の改善を学校や関係局と協議しながら進めていく必要がある。